

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

	ページ
規則	
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
訓令	
◎技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令	16
◎職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	16
◎高知県当直規程の一部を改正する訓令	17
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立(2件)	(漁業管理課) <10・28掲示>
○漁船損害等補償法による付保義務消滅(2件)	(〃) <〃>
○公共測量の実施の通知(2件)	(用地対策課)
○公共測量の終了の通知	(〃)
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止	(会計企画課)
公告	
○土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課)
正誤	
○正誤(平19・10・26付け告示)	18

規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第86号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第17号)附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成22年1月1日とする。ただし、同条例附則第2項の規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第87号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第60号)附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成22年1月1日とする。

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第88号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「一林業従事者等」を「一林業従事者等(法第3条第1項に規定する林業従事者等をいう。以下同じ。)又は一認定中小企業者(次項に規定する認定中小企業者をいう。)」に改め、同条第2項中「場合は12年」を「場合、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下この項において「農商工等連携促進法」という。)第4条第1項の認定を受けた同条第2項第2号ロに規定する中小企業者であって同号ロに掲げる措置を行うもの(認定農商工等連携事業計画(同条第1項の認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画をいう。)の作成主体が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合にあっては、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が認定農商工等連携事業(農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業をいう。)として、認定農商工等連携事業者(農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者をいう。)である林業従事者等が実施する措置を支援するときは、当該構成員である中小企業者を含む。以下「認定中小企業者」という。)が農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金を借り入れる場

合又は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第4条第1項の認定を受けた者が同法第9条に規定する資金を借り入れる場合にあっては12年」に、「場合は15年」を「場合にあっては15年」に、「3年」を「3年(農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金にあっては、5年)」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) 認定中小企業者

第9条中「林業従事者等」を「林業従事者等又は認定中小企業者」に改める。

第14条第2項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書」を「林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消し通知書」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名 ^印
(会社その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善措置に関する計画を作成しましたので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第1項に規定により、関係書類を添えて林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目的

林業経営又は木材産業経営の改善(別紙1のとおり)
林業労働に係る労働災害の防止(別紙2のとおり)
林業労働に従事する者の確保(別紙3のとおり)

注 該当するものの欄に○を記入し、その内容を記入した別紙を添えてください。

2 林業・木材産業改善措置の内容

機械又は施設の導入(別紙4のとおり)
森林施業の実施に係るもの(別紙5のとおり)
権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得(別紙6のとおり)

注 該当するものの欄に○を記入し、その内容を記入した別紙を添えてください。

3 林業・木材産業改善措置の実施時期

項目	年度別の事業量				林業・木材産業改善措置の対象
	年度 (月日)	年度	年度	年度	

注 1 全体の工程が明らかになるように、林業・木材産業改善措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じて記

入してください。

- 2 2の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記入してください。
- 3 「項目」欄は、〇〇機械の導入、〇〇での間伐の実施、〇〇から立木の購入等と記入してください。
- 4 「年度別の事業量」欄は、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定期日を括弧書きで記入するとともに、年度別の運用計画を生産量、販量、購入量、実施面積等の事業量で記入してください。
- 5 「林業・木材産業改善措置の対象」欄は、「項目」欄に記入したものが林業・木材産業改善措置の対象である場合に〇を記入してください。

4 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高	
円(年月日現在)	

区分	総事業費			資金内訳		
	年度	年度	計	林業・木材産業改善資金	その他の借入金	自己資金
年度						
年度						
合計						

- 1 「総事業費」欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容に区分して記入してください。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記入してください。
- 2 「総事業費」欄の各年度の計は、2の林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要額の計と一致させてください。

(添付書類)

- 1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項の規定に基づく林業経営改善計画の認定書の写し
- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく改善措置についての計画の認定書の写し
- 3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定書の写し
- 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項の規定に基づく生産製造連携事業計画の認定書の写し

別紙1（林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合）

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状及び目標

項目	現状	目標
従業員数（個人の場合は、家族従事者数を括弧内に書きしてください。）	(人) 人	(人) 人
資本金又は出資金（法人の場合にのみ記入してください。）	万円	万円
資本装備の状況		
生産等の状況		
年間収入（法人の場合は、年間売上高）	万円	万円
年間所得（法人の場合は、年間営業利益）	万円	万円

- 注 1 「資本装備の状況」欄は、事業実施に必要な主な施設、機械器具等の設置状況について記入してください。
- 2 「生産等の状況」欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記入してください。
- 3 「年間収入」欄及び「年間所得」欄は、林業又は木材産業に係るものと記入してください。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目	現状	目標	1との関係

- 注 1 「改善項目」欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等）を記入してください。
- 2 「現状」欄及び「目標」欄は、原則として数値で記入してください。
- 3 「1との関係」欄は、目標と「1 林業経営又は木材産業経営の現状及び目標」の年間収入（年間売上高）又は年間所得（年間営業利益）との関係を記入してください。

別紙2（林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合）

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業労働従事者用

項目	現状	目標
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

注 「労働災害防止」欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び目標を記入してください。

2 雇用主（個人を含みます。）用

項目	現状	目標
従業員数	人	人
年間延べ雇用量		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

注 1 「従業員数」欄及び「年間延べ雇用量」欄は、家族従事者を含めて記入してください。

2 「労働災害防止」欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び目標を記入してください。

別紙3 (林業労働に従事する者の確保を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状	目標
従業員数	人	人
年間延べ雇用量		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保		

注 1 「従業員数」欄及び「年間延べ雇用量」欄は、家族従事者を含めて記入してください。

2 「労働従事者の確保」欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）の従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状及び目標を記入してください。

別紙4 (機械又は施設の導入の場合)

林業・木材産業改善措置の内容

項目	現在設置している機械又は施設	導入する機械又は施設	年度
目的			
品目			
メーカー			
型式			
規格、能力等			
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日	
台数	台	台	
単価			円
所要額			円
その他	処分方法（廃棄・下取・継続使用）	1 更新・新規 2 新品・中古（ 年製造） 3 購入・賃貸	

注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別の表にしてください。また、導入が複数ある場合は、表の追加、加工等により、様式を変更してください。

2 「その他」欄は、各欄に記入することができない必要事項についても記入してください。

別紙5 (森林施業の実施に係るものの場合)

林業・木材産業改善措置の内容

項目		内容						年度
目的								
施業対象森林の概要		別紙のとおり						
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画						
		事業の開始時期 ～終了時期	齡級	面積	材積	延長	所要額	
間伐								
	計							
複層伐								
	計							
作業路 の開設 ・改良								
	計							
合計								

注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別の表にしてください。

2 施業対象森林の概要は、所在地及び現況（樹種別・林種別・齡級別の面積及び蓄積）を別紙に記入して添えてください。また、施業対象森林の位置を明らかにした図面を添えてください。

別紙6 (権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得の場合)

林業・木材産業改善措置の内容

伐採対象立木										取得予定年月日	取得対象立木	所要額		
立木所有者 の氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積										
	市町 村	地番	林小班	人工林			天然林			計				
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積	材積				
計														

注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別の表にしてください。

2 「伐採対象立木」欄は、権限に基づき管理している立木について記入してください。

3 林小班ごとに記入してください。

4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるもの記入してください。

5 「取得対象立木」欄は、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木の場合に○を記入してください。

6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目の追加等により、様式を変更してください。

7 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図及び木材加工業者との木材の安定供給に係る協定等の写しを添えてください。

第2号様式(第5条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

第 年 月 号
年 月 日

様

高知県知事

印

年 月 日付けで申請のありました林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定については、林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項及び高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第2項の規定により、林業・木材産業改善資金の貸付けを受けることが適当であると認定します。

第3号様式(第6条関係)

林業・木材産業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関の代表者
様

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の借入れを関係書類を添えて申し込みます。

借入申込者	住所(主たる事務所の所在地)	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名(名称及び代表者の職・氏名)	印		年 月 日	歳	
事業の概要					設立の時期(個人の場合は、事業開始時期)	年 月 日

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業の内容及び金額			
			事業内容	事業量	事業費	申請額
年	年	年 月 日			千円	千円

償還計画 月 日	償還月日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
	1年目(年)	千円	6年目(年)	千円	11年目(年)	千円	
	2年目(年)	千円	7年目(年)	千円	12年目(年)	千円	
	3年目(年)	千円	8年目(年)	千円	13年目(年)	千円	
	4年目(年)	千円	9年目(年)	千円	14年目(年)	千円	
	5年目(年)	千円	10年目(年)	千円	15年目(年)	千円	

連帯債務者 氏名	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名	印		年 月 日	歳	

連帯保証人 氏名	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名	印		年 月 日	歳	

住所	〒				
ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
氏名	(印)		年 月 日	歳	
住所	〒				
ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
氏名	(印)		年 月 日	歳	

担保物件の有無	担保物件の内容		農林漁業信用基金 の債務保証の有無
有・無			

林業・木材産業改善資金の過去の借入状況	借入年度	貸付決定番号	資金の使途	総事業費	借入額	現在償還残額
				円	円	円

※以下の欄は、融資機関が記入してください。

受理機関名	受理年月日
	年 月 日

(添付書類)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書の写し

第4号様式 (第6条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

第 年 月 号
年 月 日

高知県知事 様

融資機関 名称

代表者の職・氏名

(印)

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額

円

注 借入申込者から提出された林業・木材産業改善資金借入申込書及び関係書類の写し等を添えてください。

第5号様式（第7条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書

第
年
月
日
号

融資機関の代表者

様

高知県知事

印

年　月　日付け第　　号で申請のありました林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについては、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第1項の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 貸付金額

円

2 貸付決定番号

3 貸付金の明細

林業・木材産業改善資金の借受者	
林業・木材産業改善資金の内容	
林業・木材産業改善資金の用途	

4 その他

林業・木材産業改善資金県貸付金に係る償還計画を作成し、林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書を提出する際に添えるようにしてください。

第6号様式（第8条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

第
年
月
日
号

高知県知事 様

融資機関 名称

代表者の職・氏名

印

年　月　日付け（貸付決定番号：　　）で貸付決定のありました林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり支払を請求します。

記

1 支払請求額

円

2 振込先

金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号	口座名義（カタカナ）

第7号様式 (第8条関係)

収入証紙はり付け箇所

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

第 年 月 日

高知県知事 様

融資機関 名称
代表者の職・氏名

㊞

記

1 貸付決定年月日及び貸付決定番号

- 2 林業・木材産業改善資金県貸付金として金 円を借用しました。
- 3 林業・木材産業改善資金に係る法令、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則、裏面の特約条項及び高知県知事からの通知を遵守し、林業・木材産業改善資金県貸付金を償還期日までに必ず償還することを確約します。
- 4 林業・木材産業改善資金県貸付金に係る償還期限及び償還金額は、次のとおりとします（借入申込者に対する林業・木材産業改善資金の貸付決定通知書の償還計画の写しを添えてください。）。

回	償還期日	償還額	償還残額	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(裏面)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 融資機関（以下「乙」という。）は、高知県（以下「甲」という。）から借り入れたこの県貸付金と同額を（以下「丙」という。）に対して、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日（以下この条において「貸付条件」という。）を甲乙間の貸付条件と同一にして貸し付けるものとする。
(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めて、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各償還期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに県貸付金の債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

- (1) 乙が県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定に基づき猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができないときを除く。）。
 - (3) 乙が県貸付金の借入後速やかに丙に対して貸付けをしないとき。
 - (4) 乙が県貸付金の借入れに際し、又は借入後県貸付金の債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
 - (5) 乙について仮差押えの執行、差押えの申立て若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
 - (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算の手続を開始したとき。
 - (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (8) 乙が甲に対して数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - (9) 乙が高知県林業・木材産業改善資金貸付規則又はこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
- (線上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず、県貸付金の全部又は一部を甲に線上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び線上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対して債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知しなければならない。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対して債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還しなければならない。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対して債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対して指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、県貸付金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行わなければならない。

(報告)

第6条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告しなければならない。

- (1) 県貸付金の転借により改良し、造成し、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合

- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
 (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙丙間の特約に基づき丙から報告を受けた場合
 (5) 前各号に掲げる場合のほか、甲が指示する場合
 (調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認するものとする。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙から受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認するものとする。

(違約金)

第9条 乙は、償還期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する償還期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって償還期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、丙が林業・木材産業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第10条の規定に基づく償還金の支払の猶予の申請をした場合において、償還期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による違約金を支払わなければならない。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対して違約金を請求できる事態が生じたときには、その旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

4 乙は、前項の規定により丙に対して違約金を請求して弁済を受けたときには、速やかにこれを甲に引き渡さなければならない。

5 第1項の違約金を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(転貸債権の質入れ)

第10条 乙は、県貸付金の債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに附属する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備するものとする。

(合意管轄)

第11条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所において行うものとする。

第8号様式 (第13条関係)

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

年　月　日

融資機関の代表者

様

借受者 郵便番号

住所

氏名

(印)

(会社その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

年　月　日付けで借用しました林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条第1項に規定により、関係書類を添えて報告します。

なお、事業計画における内容等については、林業・木材産業改善資金資格認定申請書（及び林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書）のとおりです。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借受金額
年　月　日		年　月　日	千円

2 資金調達の実績

区分	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業改善資金	自己資金	その他の資金()
計画	円	円	円	円
実績				

注 共同で貸付けを受けた場合は、個人別明細表を添えてください。

3 事業実施状況

事業着工年月日	事業完了年月日	事業実施場所
年　月　日	年　月　日	

注 「事業実施場所」欄は、借受者の住所以外の場所で事業を実施した場合にのみ記入してください。

事業実績				
内容	数量	単価	支払金額	領収書番号

		円	円	
申請時の計画と実績との相違点及びその理由				

- 注 1 「内容」欄は、貸付対象の機械・施設名（型式、規格等）、作業路の延長、森林面積等を詳細に記入してください。また、領収書の写しを添えてください。
 2 研修の場合は、研修実施機関の研修の修了及び受講を証明する書類等の写しを添えてください。

※以下の欄は、確認を行った関係機関が記入してください。

貸付対象機械等の適否			
貸付決定額の確認	貸付決定額	円	
	貸付超過額	円	
	貸付超過の場合の処理経過		
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名（責任者） ㊞		

- 注 「貸付対象機械等の適否」欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認した上で、記入してください。

第9号様式（第13条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

第 年 月 日 号

高知県知事 様

融資機関 名称

代表者の職・氏名

㊞

年 月 日付けで借用しました次の林業・木材産業改善資金県貸付金により、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を実施し、借受者から林業・木材産業改善資金事業実施報告書の提出がありましたので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	貸付年月日
年 月 日		円	年 月 日

注 借受者から提出された林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添えてください。

第10号様式（第14条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消し通知書

第
年
月
日
号

様

高知県知事



年　月　日付け第　　号で行いました林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定については、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第14条第1項の規定により取り消しましたので、通知します。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第11号様式（第15条関係）

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書

年　月　日

融資機関の代表者
様

借受者	住所	印
連帯債務者	住所	印
(連帯保証人)	住所	印
	氏名	印

年　月　日付けで借用しました林業・木材産業改善資金について償還方法の変更をしたいので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 借り入れている林業・木材産業改善資金

貸付決定年月日	貸付決定番号	借入額	既償還額	償還残額	備考
年　月　日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年　月　日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年　月　日	円	円
2			
3			
4			
5			

3 変更理由

第12号様式（第15条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

第
年
月
日

高知県知事 様

融資機関 名称
 代表者の職・氏名 印

年 月 日付けで借用しました林業・木材産業改善資金県貸付金について
 儻還方法の変更をしたいので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付けを受けている林業・木材産業改善資金県貸付金

貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	償還残額	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日			償還額	償還残額
1	年 月 日			円	円
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日			償還額	償還残額
1	年 月 日			円	円
2					
3					
4					
5					

3 変更理由

注 借受者から提出された林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添えてください。

第13号様式（第15条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書

第
年
月
日融資機関の代表者
様

高知県知事

印

年 月 日付けで貸し付けました林業・木材産業改善資金県貸付金について、年 月 日付け第 号で申請がありました償還方法の変更については、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条第3項の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 貸し付けている林業・木材産業改善資金県貸付金

貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	償還残額	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日			償還額	償還残額
1	年 月 日			円	円
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日			償還額	償還残額
1	年 月 日			円	円
2					
3					
4					
5					

3 その他

第14号様式（第16条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金線上償還通知書

第 年 月 号
月 日

高知県知事 様

融資機関 名称
代表者の職・氏名

㊞

年 月 日付けで借用しました林業・木材産業改善資金県貸付金について
線上償還をしますので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第2項の規定によ
り、下記のとおり関係書類を添えて通知します。

記

1 貸付けを受けている林業・木材産業改善資金県貸付金

貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	償還残額	備考
年 月 日		円	円	円	

2 線上償還額 円

3 線上償還の方法 一括線上償還 ・ 一部線上償還

4 線上償還の理由

5 債還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

注 林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書を添えてください。

第15号様式（第17条関係）

林業・木材産業改善資金線上償還申出書

年 月 日

融資機関の代表者

様

借受者 住所
氏名 印
連帯債務者 住所
氏名 印
(連帯保証人) 住所
氏名 印

年 月 日付けで借用しました林業・木材産業改善資金について線上償還
をしますので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第17条第1項の規定により、下記
のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

1 借り入れている林業・木材産業改善資金

貸付決定年月日	貸付決定番号	借入額	既償還額	償還残額	備考
年 月 日		円	円	円	

2 線上償還額 円

3 線上償還の方法 一括線上償還 ・ 一部線上償還

4 線上償還の理由

5 債還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

注 林業・木材産業改善資金の貸付契約に係る借用証書を添えてください。

第16号様式（第19条関係）

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年　月　日

融資機関の代表者

様

借受者	住所	
	氏名	印
連帯債務者	住所	
	氏名	印
(連帯保証人)	住所	
	氏名	印

年　月　日付けで借用しました林業・木材産業改善資金について支払の猶予を受けたいので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第19条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 借り入れている林業・木材産業改善資金

貸付決定年月日	貸付決定番号	借入額	既償還額	償還残額	備考
年　月　日		円	円	円	

2 支払の猶予を申請する償還額

年　月　日に償還予定の　　円

3 支払の猶予を申請する理由

4 債還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年　月　日	円	円
2			
3			
4			
5			

5 支払の猶予後の償還方法

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年　月　日	円	円
2			
3			
4			
5			

注 被災等を証明する書類を添えてください。

第17号様式（第19条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

第
年
月
号

高知県知事 様

融資機関 名称
代表者の職・氏名

印

年　月　日付けで借用しました林業・木材産業改善資金県貸付金について支払の猶予を受けたいので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第19条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付けを受けている林業・木材産業改善資金県貸付金

貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	償還残額	備考
年　月　日		円	円	円	

2 支払の猶予を申請する償還額

年　月　日に償還予定の　　円

3 支払の猶予を申請する理由

4 債還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年　月　日	円	円
2			
3			
4			
5			

償還内容			
回	償還期日	償還額	償還残額
1	年　月　日	円	円
2			
3			
4			
5			

注 借受者から提出された林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添えてください。

<p>第18号様式 (第19条関係)</p> <p>林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書</p> <p style="text-align: center;">第 年 月 日 号</p> <p>融資機関の代表者 様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 団</p> <p>年 月 日付けで貸し付けました林業・木材産業改善資金県貸付金について、年 月 日付け第 号で申請のありました支払の猶予については、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第19条第3項の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 貸し付けている林業・木材産業改善資金県貸付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸付決定年月日</th> <th>貸付決定番号</th> <th>貸付金額</th> <th>既償還額</th> <th>償還残額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 支払の猶予をする償還額 年 月 日に償還予定であった 円</p> <p>3 儻還計画 (変更前)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">償還内容</th> </tr> <tr> <th>回</th> <th>償還期日</th> <th>償還額</th> <th>償還残額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>年 月 日</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 その他</p>	貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	償還残額	備考	年 月 日		円	円	円		償還内容				回	償還期日	償還額	償還残額	1	年 月 日	円	円	2				3				4				5				<p>附 則 (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) この規則による改正前の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則別記様式(別記第1号様式から別記第3号様式まで、別記第8号様式及び別記第10号様式を除く。)は、この規則による改正後の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 <hr/> <p style="text-align: center;">訓 令</p> <p>高知県訓令第10号</p> <p>本 庁 各出先機関</p> <p>技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成21年10月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(昭和29年12月高知県訓令第51号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に、「午後5時30分」を「午後5時15分」に改め、同条第4項中「40時間」を「38時間45分」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成22年1月1日から施行する。</p> <p>高知県訓令第11号</p> <p>本 庁 各出先機関</p> <p>職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成21年10月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>職員の勤務時間等に関する規程(昭和34年9月高知県訓令第27号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「及び第7条第1項」を「並びに第7条第1項及び第2項」に、「次条において」を「以下」に改める。</p> <p>第2条第1項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改め、同条第2項中「午後5時15分」を「午後5時」に改める。</p> <p>第3条中「承認を得て」を「承認を得て、職員の勤務時間の割振り及び休憩時間について」に改める。</p> <p>附 則</p>
貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	償還残額	備考																																				
年 月 日		円	円	円																																					
償還内容																																									
回	償還期日	償還額	償還残額																																						
1	年 月 日	円	円																																						
2																																									
3																																									
4																																									
5																																									

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

高知県訓令第12号

各出先機関

高知県当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県当直規程の一部を改正する訓令

高知県当直規程（昭和39年5月高知県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第648号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年10月28日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

甲浦加入区

高知県告示第649号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年10月28日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

手結加入区

高知県告示第650号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成17年10月高知県告示第699号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年10月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月28日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

甲浦加入区

高知県告示第651号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成17年10月高知県告示第700号で告示した次の加

入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年10月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月28日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

手結加入区

高知県告示第652号

香美市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）

2 作業期間

平成21年10月10日から平成22年2月26日まで

3 作業地域

香美市全域

高知県告示第653号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（レーザー計測）

2 作業期間

平成21年10月15日から平成22年3月19日まで

3 作業地域

香美市、安芸郡安田町、長岡郡本山村及び高岡郡佐川町の各一部

高知県告示第654号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から平成21年3月高知県告示第270号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成21年9月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第655号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

高知市福井町2248-22

高石 美芳

2 売りさばき所の所在地及び名称

高知市河ノ瀬町173-1

建設業許可申請事務所

3 廃止年月日

平成21年10月1日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村市国営土地改良区の定款の変更を平成21年10月20日に認可した。

平成21年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平19・10・26	8989	○告示	4	右 (19)	<u>吾川郡仁淀川町上名野川字カライケ1730の18・1730の51</u>	<u>吾川郡仁淀川町上名野川字カライケ1730の18・51</u>
				右 (24)	林道用地とするため	道路用地とするため